No. 1

# 随意契約理由書

１．　案件名称

　放置自転車対策事業用　北区デジタルマップ「北区駐輪場マップ・北区名所八十八景」保守運用管理業務委託

２．　契約の相手方

　株式会社１４０Ｂ

３．　随意契約理由

　本業務は、北区デジタルマップを運用するにあたり、地図機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、ＣＭＳやスクリプトなどのアップデートやサーバ等の環境変化などに伴う動作不良時の対応及び機能改善を行うものであり、開発業者のノウハウがなければ、適切に業務を実施することができない。

　よって、本業務は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号（性質または目的が競争入札に適しないもの）に該当するため、開発業者である株式会社１４０Ｂと随意契約を締結するものである。

４．　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

　北区役所地域課（電話 06-6313-9549）

No. 2

# 随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度北区民カーニバル事業業務委託

２．　契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

３．　随意契約理由

本業務は、単にイベントを実施するだけではなく、北区民カーニバルを通じて多様な人々の交流や地域コミュニティの活性化を目的に実施するものである。事業者の持つ専門性や経験、ノウハウを活用することで、より質の高い業務とすることが期待できるため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所地域課（電話番号 06-6313-9948）

No. 3

# 随意契約理由書

１．　案件名称

「住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業」にかかる業務委託

２．　契約の相手方

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

３．　随意契約理由

本事業は、生活支援サービスの仕組み(まちとも事業)を継続しつつ、専門人材の配置や新たな仕組み等を構築することによって、「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決や、地域包括ケアシステムを見据えた基盤づくりと地域力を醸成し、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりを進めていくことをめざし、平成 27 年度から実施している。

支援困難事例等を地域福祉コーディネーターや関係機関、地域住民などと協働して解決していく「つながり・支えあい・助け合う」仕組みづくりのためにコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを４人(本事業２人＋※福祉局事業２人)配置する。地域福祉コーディネーターを小地域レベルで配置し、各地域の生活課題を早期発見し、日常生活を通じた相談・悩みに対して、地域住民が支援の担い手となる体制を構築していくことにより、住民主体の福祉コミュニティづくりにつなげる。また、住民が有償ボランティアにて担う生活支援サービスである「まちとも事業」を継続するため、サポーターの養成や研修を実施する。

このように本事業は、地域を基盤にした支援の取組であり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものである。区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政と地域が連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができ、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

以上のことから、本事業を実施するにあたっては、社会福祉法 109 条第２項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として準行政機関に位置づけ

られ、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有しており、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体であり、平成26 年３月に北区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結している社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会に業務委託をする。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所福祉課（電話 06-6313-9857）

No. ４

# 随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度北区広報紙企画編集業務委託

２．　契約の相手方

株式会社１４０Ｂ

３．　随意契約理由

北区広報紙は、北区に住み、働き、学ぶ幅広い世代の多くの方に、区政情報をはじめ、区内のイベントや地域活動を伝えることで、区民が北区のことを知って地域に愛着を持つこと、実際にイベントに参加するといった行動に結びつき、区民同士のつながりをつくることを目的に発行している。

情報を効果的に発信するため、企画や編集に関する専門知識や豊富な経験をもち、訴求力のある紙面づくりのための技術力を備えた企画編集業者を選定する必要があり、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所政策推進課（電話番号 06-6313-9474）

No. 5

# 随意契約理由書

１．　案件名称

　令和８年度　北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《能・狂言》）業務委託

２．　契約の相手方

　公益社団法人能楽協会

３．　随意契約理由

　当該事業は、小中学生を対象に、多様な本物の文化芸術に触れ、知識や理解を深めることで、子どもたちの文化芸術への愛着や誇りを育むことを目的としており、当該事業を実施するためには、文化芸術に対する高度な専門的知識やネットワークを背景とした企画力とともに、子どもを対象とした類似業務の実績が要求される。

　したがって、当該事業の趣旨や目的を理解したうえで、最も適切な企画案を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

　その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

　北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9472）

No. 6

# 随意契約理由書

１．　案件名称

　令和８年度　北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《さまざまな芸術の鑑賞》）業務委託

２．　契約の相手方

　一般社団法人ＫＩＯ

３．　随意契約理由

　当該事業は、小中学生を対象に、多様な本物の文化芸術に触れ、知識や理解を深めることで、子どもたちの文化芸術への愛着や誇りを育むことを目的としており、当該事業を実施するためには、文化芸術に対する高度な専門的知識やネットワークを背景とした企画力とともに、子どもを対象とした類似業務の実績が要求される。

　したがって、当該事業の趣旨や目的を理解したうえで、最も適切な企画案を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

　その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

　北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9472）

No. 7

# 随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度　北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《フルオーケストラコンサート》）業務委託

２．　契約の相手方

株式会社ザ・シンフォニーホール

３．　随意契約理由

本業務は区内市立小学校のおもに高学年児童を対象にフルオーケストラコンサートの鑑賞をさせるものである。北区には多くの文化芸術に関する施設があり、地域の文化として親しめる環境にある。その中でも日本初のクラシック音楽専用ホールが地域資源としてあり、区内小学校児童を対象に、専用ホールでなければ体験できないフルオーケストラコンサートを実施するものである。

事業者の選定については、本事業の目的としている地域とゆかりのある文化芸術への愛着や誇りを育むという観点から、地域資源を活用するものとする。クラシック音楽専用ホールを使用することについては、フルオーケストラコンサートを体験する際にその歴史や成り立ちを学び、最新の多目的ホールでは見ることができない古典的な構造と、その音響効果を体験するものとする。

また、学校から公共交通機関で集合できる施設であることを条件とするため、北区内及び近隣 のクラシック音楽専用ホールとしては、収容人数 1,704 人のザ・シンフォニーホール（北区大淀南）と、収容人数 821 人のいずみホール（中央区城見）が挙げられる。

今回対象となる北区内 12 小学校 2 学年の児童の合計人数（参考として 5.6 年生の合計人数）は約 1,850 人であり、費用の面からも 1 日 2 公演（午前・午後）で 12 校が参加できる施設が必要となる。

また、本事業については、調整・企画には施設の特性を含めた交響楽団との調整など高度な専門性が必要となるため、合理的で経済的な実施ができる施設運営事業者と契約するものとする。

以上のことから、条件に合致する施設はザ・シンフォニーホールとな

り、当該施設の施設運営事業者は上記事業者となる。このことから、地方自治法施行令第 167 条の２号第１項第２号に該当するため、上記事業者に特名随意契約を行うものである。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9472）

No. 8

# 随意契約理由書

１．　案件名称

【子育て支援事業】「子育てぷらっとほーむ事業」にかかる業務委託

２．　契約の相手方

一般社団法人　こもれび　あじゅ

３．　随意契約理由

事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9551）

No. 9

# 随意契約理由書

１．　案件名称

【子育て支援事業】「子どもの居場所事業づくり支援事業」（Aパターン）にかかる業務委託

２．　契約の相手方

家っし一運営協議会

３．　随意契約理由

事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9551）

No. 10

# 随意契約理由書

１．　案件名称

【子育て支援事業】「子どもの居場所事業づくり支援事業」（Ｂパターン）にかかる業務委託

２．　契約の相手方

なごみのうつわ運営協議会

３．　随意契約理由

事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9551）

No.11

# 随意契約理由書

１．案件名称

（仮称）北区官民連携イベント企画運営業務委託

２．　契約の相手方

ＪＣＯＭマーケティング株式会社

３．　随意契約理由

イベントの成否を左右する企画・集客・広報においては、ターゲット層を的確に捉えた魅力的な企画立案力や、多様な広報媒体・手法を活用した集客力など、専門的なノウハウと経験が求められるため、価格の多寡のみではなく本事業の企画及び実施方法について最も優れた案を提示した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え幅広い提案内容を比較検討できる企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５．　担当部署

北区役所政策推進課（電話番号 06-6313-9976）

No. 12

# 随意契約理由書

１．　案件名称

　北区における水と緑を活用したまちづくり検討業務委託

２．　契約の相手方

　株式会社建設技術研究所　大阪本社

３．　随意契約理由

　本事業は、専門性と幅広い知識及びノウハウをもって内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから業務委託によるものとする。業務の質の向上を図るため、創造性や技術力など多角的な観点から適切に審査を行い、事業目的に最も相応しい業者を選定する必要がある。

　特に、本事業は、地域資源やポテンシャルを活用した持続可能なまちづくりのための施策案の検討や、現状課題の多角的な調査分析、さらに 新たな都市整備イメージ図の作成など、単なる事務的な作業や定型的な技術提供に留まらず、受託者の専門性・経験・創造性・提案能力を総合的に発揮する必要があるものである。

　また、業務遂行にあたっては、関係機関や地域住民等との調整・合意形成をはじめ、柔軟な対応力やコミュニケーション能力も不可欠であり、業務内容や成果物の質的な部分を的確に評価する必要がある。したがって、価格の多寡のみではなく幅広い提案内容を比較検討できる企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

　その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

　北区役所政策推進課（電話番号 06-6313-9976）

No. 13

# 随意契約理由書

１．　案件名称

　大阪市北区役所　住民情報業務等委託　長期継続契約

２．　契約の相手方

　株式会社パソナ　パソナ・大阪

３．　随意契約理由

　北区役所住民情報業務等は区役所窓口の顔を担う重要な業務であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を遂行する必要がある。

　そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用した。

　その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

４．　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

　北区役所窓口サービス課（戸籍登録）（電話番号 06-6313-9963）